

ガス・石油機器の 取付基準が改正に

家庭で使うガス・石油器具製品は色々なものが出ています。このため火災予防の面から機種ごとに、壁、柱、天井、建具等から離す間隔の安全基準が決められました。ガスレンジなどをつけるときは、取付業者に「ご依頼ください。また、取付者の表示も忘れずに……」

また、四月一日以降に設置するふる釜は、「空だき防止装置」の付いたものでないと設置できなくなります。詳しくは、消防室分署(☎②三三六〇)へどうぞ。

村民体育館 一般開放日

- ご利用を…【4月】
- 1日(日) ● 7日(出) ● 8日(日)
 - 14日(出) ● 15日(日) ● 21日(出)
 - 22日(日) ● 28日(出) ● 29日(日)

4月1日から 印鑑登録条例が改正されました

※申請確認書の交付

3月定例村議会で印鑑登録の一部改正がされました。実印の登録申請は、当該本人でなければできないことが原則ですが、老齢、病氣などで寝たきりのため、直接窓口申請することが不可能と判定される場合のみ、代理申請が認められていましたが、これらの代理申請が適正なものかどうか、判定が困難でした。

このため今回の改正で、代理申請の場合は当該申請者に対して、「申請確認書」を送付してこの確認書を当該申請者本人または代理

申請者が持参することで、印鑑手帳を交付することになりました。要は登録の意思を「文書」で確認することになったのです。この手続きにより、印鑑に関するトラブルの解消、財産保持などに寄与するものと思われれます。

なお、事務手続上、従来より日数を要しますがご理解とご協力をお願いします。

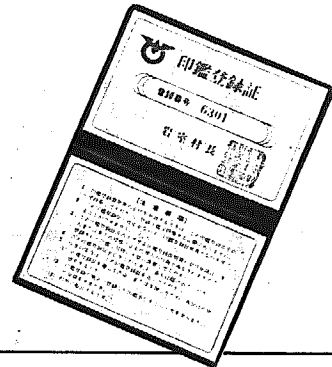
※仕事の都合による代理申請はできません——

本村での代理申請の様態の一例ですが
——船員が出漁中で、本人が申請

できないため代理申請をする場合——このような場合は代理申請はできません。仮に船舶無線電話を使用して、他の人に代理申請を依頼した場合でも、登録はできません。

代理申請は病氣、身体障害などの理由に限定されます。

※登録できない印は——



新しい貸借の目安に 農地小作料を改正

標準小作料が表1のように改正され、昭和59年3月26日から適用されています。

●昭和45年の農地法改正で導入された標準小作料制度は、今年、全国的な改正の年に当たっていることに伴い、村農業委員会では、貸し人と借り人の意見が十分反映された適正な標準額を決めるため、「岩室村小作料協議会」に諮問、2月23日、10アール当たり、4万8000円の答申を受け、知事の承認を得て3月26日決定、告示しました。

詳しくは役場農業委員会事務局(☎②4111内線161)へ

標準小作料(10アール当たり)

適用地域	田	畑
村内全域	40,800円	標準額を定めない

(表1)

今月の納税

固定資産税 1期
納期限は4月30日

犬の登録と 狂犬病予防注射を



犬の首輪はぬけないようにし、必ず押えられる人が連れてきてください。犬は清潔にし、異常があるときは獣医に見せてからおいでください。なお、未登録、未注射犬は捕獲さ

昭和59年度の犬の登録と第1回の予防注射を行います(登録は年1回、予防注射は春と秋の年2回)

▷料金…3,710円(登録料 2,100円、注射代 1,250円、注射済証 360円。つり銭のいらぬように小銭をご用意ください。)

▷持ち物…印鑑と愛犬手帳

▷問合せ…役場住民福祉課衛生係(☎②4111内線114)

〔村内日程〕

日	会 場	時 間
4月12日(木)	間 瀬 支 所	10:00~10:30
	岩 室 公 会 堂	11:00~11:30
	旧役場協体育館(和納)	12:30~13:30
	保 健 セ ン タ ー	14:00~15:00

れる場合もありますので、必ず受けてください。

●犬を飼うなら：愛犬家のみなさん、マナーを守っていますか。
▽飼育は愛情と責任をもって
▽放し飼いは人身事故のもと
▽ワンの始末はしっかりとして
※会場ではやむを得ない事情で飼えなくなった犬の引き取りはしませんのでご注意ください。

扱って事務が行われています。しかし、市町村によってはやり方もニュアンスも大なり小なり違っています。これは、国の規則が基本のみを規定しているため、細かい事務処理の点については、各市町

▼登録できない印—



村の判断にゆだねているためであり、また、この制度が新しく他から、押しつけられたものでなく、市町村が地域住民の利便のために処理してきた固有の事務であるためです。

登録印については従来どおり次のような印は登録できません。
▷印面がこわれているもの、摩滅しているもの
▷印影が明瞭でないもの
▷ゴム印、その他印形の変形しやすいもの
▷多量に作られ市販(俗にいう三文判など)されているもの
これは、印鑑登録の目的が、個人の同一性確認の手段として利用するため、類似・不鮮明な印鑑があることは、印鑑登録証明書の信ぴょう性に欠けることから、前記の印は登録できない、と判断されるのではないのでしょうか。

※印鑑登録証明制度はみなさんの利便のために——

印鑑登録証明制度は、国の規則で処理要領が定められ、これを準

例えば、村民の大多数のみなさんが三文判の登録も可、代理登録も可とするならば、『岩室村印鑑登録条例』も当然改正され、事務処理もみなさんの意思に沿ったものになります。

このようにした場合、岩室村の発行する「印鑑証明」の信用性、みなさんの利益の保護・保持は著しく低下することになります。

岩室村の印鑑登録証明制度はみなさんが長年つちかってきた実績信用そして事務慣習があります。

この制度は、それぞれの地域の特殊事情を考慮して、その地域の実態に合った新しい印鑑登録証明制度の確立に村民のみなさんが努力していくべきものです。

※三文判の登録の可否は、みなさんが決めることなのです。